

放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 参照条文

目 次

- 有線テレビジョン放送法施行令(昭和四十七年政令第四百四十一号)関係(第一条関係)
 - ・ 有線テレビジョン放送法施行令(昭和四十七年政令第四百四十一号)(抄) 1
- 電気通信役務利用放送法施行令(平成十四年政令第十七号)関係(第一条関係)
 - ・ 電気通信役務利用放送法施行令(平成十四年政令第十七号)(抄) 1
- 放送法施行令(昭和二十五年政令第百六十三号)関係(第二条関係)
 - ・ 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)(抄) 2
 - ・ 放送法施行令(昭和二十五年政令第百六十三号)(抄) 2
- 電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)関係(第三条関係)
 - ・ 電波法(昭和二十五年政令第百三十一号)(抄) 4
 - ・ 電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)(抄) 6
- 電波法による旅費等の額を定める政令(昭和二十五年政令第百七十三号)関係(第四条関係)
 - ・ 電波法(昭和二十五年政令第百三十一号)(抄) 9
 - ・ 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)(抄) 9

・	電波法による旅費等の額を定める政令（昭和二十五年政令第百七十三号）（抄）	9
○	電波法関係手数料令（昭和三十二年政令第三百七号）関係（第五条関係）	
・	電波法（昭和二十五年政令第百三十一号）（抄）	9
・	電波法関係手数料令（昭和三十二年政令第三百七号）（抄）	11
○	電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）関係（第六条関係）	
・	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）	15
・	電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）（抄）	16
○	公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）関係（第七条関係）	
・	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）	16
・	公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）	17
○	地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）関係（第八条関係）	
・	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）	19
・	地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）	19
○	有線電気通信法施行令（昭和二十八年政令第百三十号）関係（第九条関係）	
・	有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）（抄）	20

・	有線電気通信法施行令（昭和二十八年政令第百三十号）（抄）	20
○	土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）関係（第十条関係）	
・	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）（抄）	20
・	土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（抄）	21
○	建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）関係（第十一条関係）	
・	建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）	21
・	建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）	21
○	首都圏整備法施行令（昭和三十一年政令第三百三十三号）関係（第十二条関係）	
・	首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）（抄）	22
・	首都圏整備法施行令（昭和三十一年政令第三百三十三号）（抄）	22
○	所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）関係（第十二条関係）	
・	所得税法（昭和四十年政令第三十三号）（抄）	23
・	所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（抄）	23
○	消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）関係（第十二条関係）	
・	消費税法（昭和六十三年政令第八号）（抄）	23

・	消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（抄）	24
○	下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七十七号）關係（第十三条關係）	
・	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）	24
・	下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七十七号）（抄）	25
○	災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）關係（第十四条關係）	
・	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）	25
・	災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）	25
○	法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）關係（第十五条關係）	
・	法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）	25
・	法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（抄）	26
○	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）關係（第十六条關係）	
・	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	26
・	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（抄）	28
○	首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）關係（第十七条關係）	
・	首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）（抄）	29

・	首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）（抄）	30
○	登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百四十六号）関係（第十八条関係）	
・	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	30
・	登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百四十六号）（抄）	31
○	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）関係（第十九条関係）	
・	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十号）（抄）	31
・	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）	32
○	近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）関係（第二十条関係）	
・	近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）（抄）	32
・	近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）（抄）	33
○	信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）（第二十一条関係）	
・	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）	33
・	信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）（抄）	35

○	長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）関係（第二十一条関係）	
・	長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）（抄）	35
・	長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）（抄）	37
○	協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）関係（第二十一条関係）	
・	協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）（抄）	37
・	協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）（抄）	39
○	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）関係（第二十一条関係）	
・	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）	39
・	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（抄）	40
○	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）関係（第二十一条関係）	
・	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）（抄）	40
・	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）（抄）	40
○	信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）関係（第二十一条関係）	
・	信託業法（平成十六年第五百五十四号）（抄）	41
・	信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（抄）	42

○ 株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）関係（第二十一条関係）	
・ 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（抄）	42
・ 株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）（抄）	43
○ 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）関係（第二十二条関係）	
・ 都市計画法（昭和四十二年法律第百号）（抄）	43
・ 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）（抄）	44
○ 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）関係（第二十三条関係）	
・ 都市計画法（昭和四十二年法律第百号）（抄）	44
・ 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）（抄）	44
○ 沖縄の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十三号）関係（第二十四条関係）	
・ 沖縄の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十三号）（抄）	45
○ 都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）関係（第二十五条関係）	

・	都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（抄）	45
・	都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）（抄）	46
○	水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号） 関係（第二十六条関係）	
・	水源対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）（抄）	46
・	水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）（抄）	47
○	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号） 関係（第二十七条関係）	
・	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）（抄）	47
・	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）（抄）	47
○	文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号） 関係（第二十八条関係）	
・	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（抄）	48
・	文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（抄）	48
○	特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号） 関係（第二十九条関係）	
・	特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）	49
・	特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）	49

○ 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令（昭和五十二年政令第 二百七十二号）関係（第三十条関係）	
・ 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十 四号）（抄）	50
・ 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令（昭和五十二年政令 第二百七十二号）（抄）	50
○ 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）関係（第三十一条関係）	
・ 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）（抄）	50
・ 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）	51
○ 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）関係（第三十二条関係）	
・ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	51
・ 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）（抄）	54
○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令 第九十五号）関係（第三十三条関係）	
・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十	

八号) (抄)	55
・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令 (昭和六十一年政令第九十五号) (抄)	56
○ 保険業法施行令 (平成七年政令第四百二十五号) 関係 (第三十四条関係)	
・ 保険業法 (平成七年法律第百五号) (抄)	56
・ 信託業法 (平成十六年第五百五十四号) (抄)	56
・ 保険業法施行令 (平成七年政令第四百二十五号) (抄)	57
○ 資産の流動化に関する法律施行令 (平成十二年政令第四百七十九号) 関係 (第三十五条関係)	
・ 資産の流動化に関する法律 (平成十年法律第百五号) (抄)	58
・ 資産の流動化に関する法律施行令 (平成十二年政令第四百七十九号) (抄)	58
○ 社債、株式等の振替に関する法律施行令 (平成十四年政令第三百六十二号) 関係 (第三十六条関係)	
・ 社債、株式等の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五号) (抄)	59
・ 社債、株式等の振替に関する法律施行令 (平成十四年政令第三百六十二号) (抄)	59
○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令 (平成十五年政令第二百五十二号) 関係 (第三十七条関係)	

・ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）	60
・ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（抄）	60
○ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）関係（第三十八条関係）	
・ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）（抄）	
・ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（抄）	61
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）関係（第三十九条関係）	
・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）	61
・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）	62

○	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）関係（第四十条関係）	
・	公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）（抄）	62
・	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）（抄）	63
○	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）関係（第四十一条関係）	
・	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）（抄）	63
・	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（抄）	63
○	所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十五号）関係（第四十二条関係）	
・	所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十五号）（抄）	64
・	所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十五号）による改正前の所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（抄）	65
○	法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）関係（第四十二条関係）	
・	法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）（抄）	65

・	法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）（抄）による改正前の法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（抄）	66
○	職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）関係（第四十三条関係）	
・	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）	66
・	職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）	67
○	総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）関係（第四十四条関係）	
・	総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）	67

○有線テレビジョン放送法施行令(昭和四十七年政令第四百四十一号)(抄)

(報告の徴収)

第二条 法第二十七条第一項の規定により総務大臣が有線テレビジョン放送事業者に対し報告を求めることができる事項は、次のとおりとする。

- 一 法第十二条の二に規定する許可その他法令に基づく処分又は土地若しくは電柱その他の工作物の所有者等の承諾に関する事項
- 二 法第十三条第一項の規定によるテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の再送信の役務の提供条件その他当該再送信の業務の方法に関する事項
- 三 法第十三条第二項の規定によるテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送の再送信についての放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者の同意に関する事項
- 四 法第十五条の規定による届出に係る役務の料金に関する事項
- 五 業務区域における有線テレビジョン放送の役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由
- 六 法第十七条において準用する放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第四条第一項の規定による訂正又は取消しの有線テレビジョン放送に関する事項
- 七 有線テレビジョン放送の放送番組の編集の基準に関する事項及び有線テレビジョン放送の放送番組の編集に関する基本計画に関する事項
- 八 放送番組審議機関の組織及び運営に関する事項、その議事の概要並びにその答申又は意見に対して講じた措置に関する事項

○電気通信役務利用放送法施行令(平成十四年政令第十七号)(抄)

(報告の徴収等)

第二条 法第十七条第一項の規定により総務大臣が電気通信役務利用放送事業者に対し報告を求めることができる事項は、次のとおりとする。

- 一 電気通信役務利用放送の業務の開始の日又は休止の期間に関する事項
- 二 法第十二条の規定による電気通信役務利用放送又は放送の再送信についての他の電気通信役務利用放送事業者又は放送事業者の同意に関する事項
- 三 法第十三条第一項の規定による届出に係る国内の業務区域における料金その他の提供条件に関する事項
- 四 国内の業務区域における電気通信役務利用放送の役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由
- 五 電気通信役務利用放送の放送番組の編集の基準に関する事項及び電気通信役務利用放送の放送番組の編集に関する基本計画に関する事項
- 六 審議機関の組織及び運営に関する事項、その議事の概要並びにその答申又は意見に対して講じた措置に関する事項

七 法第十五条において準用する放送法第四条第一項の規定による訂正又は取消しの電気通信役務利用放送に関する事項

八 法第十五条において準用する放送法第五十二条の三に規定する放送番組の供給に関する協定に関する事項

2 法第十五条において準用する放送法第五十三条の八の規定により総務大臣が有料放送管理事業者に対し資料の提出を求めることができる事項は、法第十五条において準用する放送法第五十二条の六の五の規定による業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置に関する事項とする。

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）

（放送番組の保存）

第十条 放送事業者は、当該放送番組の放送後三箇月間（前条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の請求があつた放送について、その請求に係る事案が三箇月を超えて継続する場合は、六箇月を超えない範囲内において当該事案が継続する期間）は、政令で定めるところにより、放送番組の内容を放送後において審議機関又は同条の規定による訂正若しくは取消しの放送の関係者が視聴その他の方法により確認することができるように放送番組を保存しなければならない。

（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資）

第二十二条 協会は、前条第一項に規定する子会社に対して出資する場合のほか、第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人情報通信研究機構及び第百四十条第二項に規定する指定再放送事業者その他第二十条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。

（放送番組審議会）

第八十二条 （略）

2 地方審議会は、政令で定める地域ごとに置くものとする。

3～8 （略）

（資料の提出）

第七十五条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者、基幹放送局提供事業者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。

○放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）（抄）

（放送番組の保存）

第一条 放送法（以下「法」という。）第五条の規定による放送番組の保存は、次に掲げる放送番組（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）及び法第三条の五に規定する放送事業者にあつては、第二号に掲げる放送番組を除く。）につき、録音又は録画をした物を保存する方法によつてしなければならない。

一 経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを内容とする放送番組以外の放送番組

二 法第三条の四第一項に規定する放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）が放送番組の内容を確認することができるように要求した放送番組

三 法第四条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の放送番組
（出資の対象）

第二条 法第九条の二の二に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。

一 日本放送協会（以下「協会」という。）の委託により、放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する事業

二 （略）

三 協会の委託によりその放送番組を送信する受託国内放送を行う事業

四・五 （略）

六 協会が放送し、又は委託して放送させることを主たる目的とする公開演奏会その他の催しを主催する事業

七・八 （略）

九 協会の委託により、放送番組及びその編集上必要な資料を一般放送事業者の用に供し、若しくは外国放送事業者に提供し、又は協会の調査研究の成果を一般の利用に供する事業

十 （略）

十一 法第九条第二項第二号に規定する既放送番組等（次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業（放送及び有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線放送に該当するものを除く。）

十二・十三 （略）

（地方放送番組審議会を設置地域）

第六条 法第四十四条の二第二項に規定する政令で定める地域は、別表各号に掲げる区域とする。

（資料の提出）

第七条 法第五十三条の八の規定により総務大臣が資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 協会 次に掲げる事項

- イ 法第三条の三第一項に規定する番組基準及び法第三条の四第三項に規定する放送番組の編集に関する基本計画に関する事項
- ロ 審議機関の組織及び運営に関する事項、その議事の概要並びにその答申又は意見に対して講じた措置に関する事項
- ハ 法第四条第一項の規定による訂正又は取消しの放送に関する事項
- ニ 法第九条第一項第三号、第二項及び第三項の業務の実施状況（放送番組の内容に関する事項を除く。）
- ホ 国際放送及び委託協会国際放送業務の実施状況の概要
- ヘ 法第二十七条、第二十八条の二又は第二十九条の規定によつてした役員任免に関する事項
- ト 法第三十二条の規定による受信契約に関する事項
- チ 法第四十四条第二項に規定する世論調査に関する事項

二 学園 前号ハに掲げる事項

三 一般放送事業者（受託放送事業者を除く。） 次に掲げる事項（法第三条の五に規定する放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。）並びに法第五十二条の四第一項（法第五十二条の二十八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する有料放送（以下「有料放送」という。）を行う放送事業者にあつては、法第五十二条の四第一項に規定する国内受信者に対する有料放送の役務の提供条件に関する事項並びに国内に設置する受信設備により有料放送を受信しようとする者に対して有料放送の役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由

- イ 第一号イ及びロに掲げる事項
- ロ 第一号ハに掲げる事項

ハ 法第五十二条の三に規定する放送番組の供給に関する協定に関する事項

四 受託放送事業者 法第五十二条の十第一項に規定する受託放送役務（以下「受託放送役務」という。）の提供条件に関する事項並びに受託放送役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由

五 有料放送管理事業者 法第五十二条の六の五の規定による業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置に関する事項

○電波法（昭和二十五年法律第五十号）（抄）

（登録の更新）

第二十四条の二の二 前条第一項の登録（無線設備等の点検の事業のみを行う者についてのものを除く。）は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 （略）

（登録の更新）

第三十八条の四 第三十八条の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 (略)

(無線従事者の資格)

第四十条 無線従事者の資格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる資格とする。

一 無線従事者(総合) 次の資格

イ 第一級総合無線通信士

ロ 第二級総合無線通信士

ハ 第三級総合無線通信士

二 無線従事者(海上) 次の資格

イ 第一級海上無線通信士

ロ 第二級海上無線通信士

ハ 第三級海上無線通信士

ニ 第四級海上無線通信士

ホ 政令で定める海上特殊無線技士

三 無線従事者(航空) 次の資格

イ 航空無線通信士

ロ 政令で定める航空特殊無線技士

四 無線従事者(陸上) 次の資格

イ 第一級陸上無線技術士

ロ 第二級陸上無線技術士

ハ 政令で定める陸上特殊無線技士

五 無線従事者(アマチュア) 次の資格

イ 第一級アマチュア無線技士

ロ 第二級アマチュア無線技士

ハ 第三級アマチュア無線技士

ニ 第四級アマチュア無線技士

2 前項第一号から第四号までに掲げる資格を有する者の行い、又はその監督を行うことができる無線設備の操作の範囲及び同項第五号に掲げる資格を有する者の行うことができる無線設備の操作の範囲は、資格別に政令で定める。

○電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）（抄）

（登録証明機関に係る登録の有効期間）

第一条 電波法（以下「法」という。）第三十八条の四第一項の政令で定める期間は、五年とする。

（操作及び監督の範囲）

第三条 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、それぞれ、同表の下欄に掲げる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。以下この項において同じ。）を行い、並びに当該操作のうちモールス符号を送り、又は受ける無線電信の通信操作（以下この条において「モールス符号による通信操作」という。）及び法第三十九条第二項の総務省令で定める無線設備の操作以外の操作の監督を行うことができる。

資格	操作の範囲
第一級総合無線通信士	<ul style="list-style-type: none"> 一 無線設備の通信操作 二 船舶及び航空機に施設する無線設備の技術操作 三 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸上無線技術士の操作の範囲に属するもの
第二級総合無線通信士	<ul style="list-style-type: none"> 一 次に掲げる通信操作 <ul style="list-style-type: none"> イ 無線設備の国内通信のための通信操作 ロ 船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局の無線設備の国際通信のための通信操作 ハ 移動局（ロに規定するものを除く。）及び航空機のための無線航行局の無線設備の国際通信のための通信操作（電気通信業務の通信のための通信操作を除く。） ニ 漁船に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作 ホ 東は東経百七十五度、西は東経九十四度、南は南緯十一度、北は北緯六十三度の線によつて囲まれた区域内における船舶（漁船を除く。）に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作

	<ul style="list-style-type: none"> 二 次に掲げる無線設備の技術操作 イ 船舶に施設する空中線電力五百ワット以下の無線設備 ロ 航空機に施設する無線設備 ハ レーダーでイ及びロに掲げるもの以外のもの ニ イからハまでに掲げる無線設備以外の無線設備（放送局の無線設備を除く。）で空中線電力二百五十ワット以下のもの 三 第一号に掲げる操作以外の操作のうち、第一級総合無線通信士の操作の範囲に属するモールス符号による通信操作で第一級総合無線通信士の指揮の下に行うもの
<p>第三級総合無線通信士</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 漁船（専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船で国際航海に従事する総トン数三百トン以上のものを除く。以下この表において同じ。）に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（無線電話及びレーダーを除く。）の操作（国際電気通信業務の通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。） 二 前号に掲げる操作以外の操作で次に掲げるもの（国際通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。） <ul style="list-style-type: none"> イ 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。）の操作（モールス符号による通信操作を除く。） ロ 陸上に開設する無線局の空中線電力百二十五ワット以下の無線設備（レーダーを除く。）の操作で次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 海岸局の無線設備の操作（漁業用の海岸局以外の海岸局のモールス符号による通信操作を除く。） (2) 海岸局、海岸地球局、航空局、航空地球局、航空機のための無線航行局及び放送局以外の無線局の無線設備の操作

	<p>ハ レーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>三 前号に掲げる操作以外の操作で第三級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの</p> <p>四 第一号及び第二号に掲げる操作以外の操作のうち、第二級総合無線通信士の操作の範囲に属するモールス符号による通信操作（航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局及び航空機のための無線航行局の無線設備の通信操作を除く。）で第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士の指揮の下に行うもの（国際通信のための通信操作を除く。）</p>
(略)	(略)
第二級陸上無線技術士	<p>次に掲げる無線設備の技術操作</p> <p>一 空中線電力ニキロワット以下の無線設備（テレビジョン放送局の無線設備を除く。）</p> <p>二 テレビジョン放送局の空中線電力五百ワット以下の無線設備</p> <p>三 レーダーで第一号に掲げるもの以外のもの</p> <p>四 第一号及び前号に掲げる無線設備以外の無線航行局の無線設備で九百六十メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの</p>
(略)	(略)

- 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 航空局 航空機局と通信を行うために陸上又は船舶に開設する無線局をいう。
 - 二 移動局 移動する無線局をいう。
 - 三 無線航行局 電波を利用して、航行中の船舶若しくは航空機の位置若しくは方向を決定し、又は船舶若しくは航空機の航行の障害物を探知するために開設する無線局をいう。
 - 四 放送局 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信を行う無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）をいう（次号及び第六号において同じ）。
 - 五 テレビジョン放送局 静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送局（文字、図形その他の影像（音声その他の音響を伴うものを含む。）又は信号を併せ送るものを含む。）をいう。

六 陸上の無線局 海岸局、海岸地球局、船舶局、船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局、無線航行局及び放送局以外の無線局をいう。

七 レーダー ある特定の位置から反射され、又は再発射される無線信号と基準となる無線信号との比較を基礎として、位置を決定し、又は位置との関連における情報を取得するための無線設備をいう。

八 多重無線設備 多重通信を行うための無線設備をいう。

九 テレビジョン 電波を利用して、静止し、又は移動する事物の瞬時的影像を送り、又は受けるための通信設備をいう。

3 5 (略)

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（参考人の陳述及び鑑定の要求）

第九十二条の二 審理官は、異議申立人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、相当と認める者に、参考人として出頭を求めてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定をさせることができる。この場合においては、異議申立人、参加人又は指定職員も、その参考人に陳述を求めることができる。

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）

（異議申立て及び訴訟）

第一百八十条 電波法第七章及び第百十五条の規定は、この法律の規定による総務大臣の処分についての異議申立て及び訴訟について準用する。

○電波法による旅費等の額を定める政令（昭和二十五年政令第百七十三号）（抄）

（趣旨）

第一条 電波法第九十二条の二（同法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の電波法第百四条の四第二項、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十三条の十三、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二十八条、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第九条並びに電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二十一条において準用する場合を含む。）の規定により出頭を求められた参考人の受ける旅費、日当及び宿泊料の額については、この政令の定めるところによる。

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

(手数料の徴収)

第百三条 次の各号に掲げる者は、政令の定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数を国（指定講習機関が行う講習を受ける者にあつては当該指定講習機関、指定試験機関がその実施に関する事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつては当該指定試験機関、機構が行う較正を受ける者にあつては機構）に納めなければならない。

- 一 第六条の規定による免許を申請する者
- 二 第十条の規定による検査を受ける者
- 三 第十八条の規定による検査を受ける者（第七十一条第一項又は第七十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更を受けたため第十七条第一項の許可を受けた者を除く。）
- 四 第二十四条の二の二第一項の規定による登録の更新を申請する者
- 五 第二十五条第二項の規定による情報の提供を受ける者
- 六 第二十七条の三の規定による免許を申請する者
- 七 第二十七条の十三第一項の規定による認定を申請する者
- 八 第二十七条の十八第一項の規定による登録を申請する者
- 九 第二十七条の二十九第一項の規定による登録を申請する者
- 十 第三十七条の規定による検定を受ける者
- 十一 第三十八条の四第一項の規定による登録の更新を申請する者
- 十二 第三十八条の十八第一項の規定による技術基準適合証明を求める者
- 十三 第三十八条の二十四第三項において準用する第三十八条の十八第一項の規定による工事設計認証を求める者
- 十四 第三十九条第七項の規定による講習を受ける者
- 十五 第四十一条の規定による無線従事者国家試験を受ける者
- 十六 第四十一条の規定による免許を申請する者
- 十七 第四十八条の二第一項の規定による船舶局無線従事者証明を申請する者
- 十八 第四十八条の二第二項第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者
- 十九 第四十八条の三第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者
- 二十 免許状、登録状、登録証、免許証又は船舶局無線従事者証明書の再交付を申請する者
- 二十一 第七十三条第一項の規定による検査を受ける者
- 二十二 第百二条の十八第一項の規定による較正（指定較正機関が行うものを除く。）を受ける者

2 (略)

○電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）（抄）

（定義等）

第一条 この政令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～四 （略）

五 「放送局」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信を行う無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）をいい、「テレビジョン放送局」とは、電波を利用して、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送局（文字、図形その他の影像（音声その他の音響を伴うものを含む。）又は信号を併せ送るものを含む。）をいう。

2 （略）

3 空中線電力五〇〇ワット未満の多重無線設備（電波法（以下「法」という。）第四条第二号の適合表示無線設備を除く。）又はテレビジョン（テレビジョン放送局のテレビジョンを除く。）の送信機で五〇〇メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものは、この政令の適用に関しては、空中線電力五〇〇ワット（移動する無線局に係るもので空中線電力五〇ワット未満のものにあつては、空中線電力五〇ワット）の送信機とみなす。

4・5 （略）

（無線局の免許申請手数料）

第二条 法第六条の規定による免許の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額とする。

	無線局の種別	基本送信機の規模（空中線電力による。）	新たな免許の申請手数料（単位円）	再免許の申請手数料（単位円）
	一～三 （略）			
四	放送局（テレビジョン放送局及び多重放送をする無線局を除く。）	（略）	（略）	（略）
五	テレビジョン放送局	（略）	（略）	（略）
六	（略）			
七	実験等無線局（放送局を除く。以下同じ。）	（略）	（略）	（略）
八・九	（略）			

2 （略）

3 前二項の規定にかかわらず、法第十五条の総務省令で定める簡易な手続に従い、法第二十七条の十四第三項の認定計画に従つて開設する法第二十七条の十二第一項の特定基地局の免許（再免許を除く。次項において同じ。）の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、その基本送信機の規模に従い、電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の免許を申請する場合にあつては次の甲表による額とし、移動受信用地上放送をする特定基地局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下同じ。）の免許を申請する場合にあつては次の乙表による額とする。

甲表 （略）

乙表 （略）

4 （略）

（落成後の検査手数料）

第三条 一台のみの送信機を有する無線局について法第十条の規定による検査（以下「落成後の検査」という。）を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額（当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）とする。ただし、当該基本送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該基本送信機を共用する二以上の無線局について落成後の検査が同時に行われるときは、当該基本送信機に係る本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とする。

	無線局の種別	基本送信機の規模（空中線電力による。）	検査手数料（単位円）
	一～三 （略）		
四	放送局（テレビジョン放送局を除く。）	（略）	（略）
五	テレビジョン放送局	（略）	（略）
	六～八 （略）		

2 二台以上の送信機を有する無線局について落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、基本送信機に係る前項の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種別及びその規模に応ずる次の表による額（当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）を加算した額とする。ただし、基本送信機以外の送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該送信機を共用する二以上の無線局について落成後の検査が同時に行われるときには、当該送信機については、当該送信機に係る本文の規定による額を無線局の数で除して得た額を加算するものとする。

	無線局の種別	基本送信機の規模（空中線電力による。）	検査手数料（単位円）
	一～三 （略）		
四	放送局（テレビジョン放送局を除く。）	（略）	（略）
五	テレビジョン放送局	（略）	（略）

六〇八 (略)

三〇五 (略)

(変更検査手数料)

第四条 法第十八条の規定による検査（法第七十一条第一項又は第七十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更に係る検査を除くものとし、以下「変更検査」という。）を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別に従い、次の甲表による額とし、当該変更検査が無線設備の変更工事の結果について行われる場合にあつては、同表による額に、当該変更検査を受ける各装置について無線局の種別並びに当該装置の種類及び規模に応ずる次の乙表による額（当該装置の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額。以下同じ。）を加算した額とする。ただし、二八六、二〇〇円及び当該無線局に係る第十九条の規定による手数料の額に相当する額（当該無線局が法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局である場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額。以下この項及び次項において「定期検査手数料相当額」という。）のいずれをも超えないものとする。

- 一 一台のみの送信機を有するもの 無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の丙表による額（当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）
- 二 二台以上の送信機を有するもの 基本送信機に係る前号の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種別及びその規模に応ずる次の丁表による額（当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）を加算した額

甲表

無線局の種別		検査手数料（単位円）	
一〇三 (略)			
四	放送局（テレビジョン放送局を除く。）	(略)	(略)
五	テレビジョン放送局	(略)	(略)
六〇八 (略)			

乙表

	無線局の種別	装置		検査手数料（単位円）
		種類	規模（空中線電力による。）	
一〇三 (略)				
四	放送局（テレビジョン放送局を除く。）	(略)	(略)	(略)
五	テレビジョン放送局	(略)	(略)	(略)

六（八）（略）

丙表

	無線局の種別	基本送信機の規模（空中線電力による。）	定期検査手数料相当額（単位円）
一	放送局	（略）	（略）
一（四）（略）			

丁表

	無線局の種別	送信機の規模（空中線電力による。）	定期検査手数料相当額（単位円）
一	放送局	（略）	（略）
一（四）（略）			

2（4）（略）

（開設計画の認定申請手数料）

第七条 法第二十七条の十三第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三七、一〇〇円（移動受信地上放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を申請する場合にあつては、一七四、一〇〇円）とする。

2（略）

（定期検査手数料）

第十九条 一台のみの送信機を有する無線局について法第七十三条第一項本文の規定による検査（以下「定期検査」という。）を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額（当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）とする。ただし、当該基本送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該基本送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時に行われるときには、当該基本送信機に係る本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とする。

	無線局の種別	基本送信機の規模（空中線電力による。）	検査手数料（単位円）
一（三）（略）			
四	放送局（テレビジョン放送局を除く。）	（略）	（略）
五	テレビジョン放送局	（略）	（略）
六（略）			

2 二台以上の送信機を有する無線局について定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、基本送信機に係る前項の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種別及びその規模に応ずる次の表による額（当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表の額に二分の一を乗じて得た額）を加算した額とする。ただし、基本送信機以外の送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時に

行われるときには、当該送信機については、当該送信機に係る本文の規定による額を無線局の数で除して得た額を加算するものとする。

	無線局の種類別	基本送信機の規模(空中線電力による。)	検査手数料(単位円)
	一、三 (略)		
	四 放送局(テレビジョン放送局を除く。)	(略)	(略)
	五 テレビジョン放送局	(略)	(略)
	六 (略)		

3・4 (略)

5 前各項の規定にかかわらず、定期検査が法第七十三条第三項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円(情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三条第三項の書類に係る電磁的記録を提出する場合にあつては、二、四五〇円)とする。

6 (略)

7 法第七十三条第一項ただし書の規定による検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、四、七五〇円(当該検査が同条第三項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合にあつては、二、三〇〇円(情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三条第三項の書類に係る電磁的記録を提出する場合にあつては、二、一五〇円)とする。

(手数料の納付方法等)

第二十一条 (略)

2 第十六条及び第十九条に規定する手数料は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三条第三項の書類に係る電磁的記録を提出する場合その他の総務省令で定める場合を除き、総務大臣が指定する期日までに、総務大臣が交付する納付書に当該手数料の額に相当する収入印紙をはつて納めなければならない。

3・4 (略)

○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)(抄)

(政令への委任)

第一百五十三条 この節に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第一百五十九条 この節に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

○電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）（抄）

（特別委員）

第一条 電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）に、あつせん若しくは仲裁に参与させ、又は特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、電気通信事業又は電波の利用に関して優れた識見を有する者のうちから、総務大臣が任命する。

3 特別委員の任期は、二年とする。

4 特別委員は、再任されることができる。

5 特別委員は、非常勤とする。

（あつせんをしない場合等の通知）

第六条 委員会は、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第百五十四条第二項（事業法第百五十六条第一項及び第二項並びに第百五十七条第二項並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の三十五第二項において準用する場合を含む。）の規定によりあつせんをしないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切つたときも、同様とする。

（名簿の作成）

第七条 委員会は、事業法第百五十五条第三項（事業法第百五十六条第一項及び第二項並びに第百五十七条第四項並びに電波法第二十七条の三十五第四項において準用する場合を含む。第九条において同じ。）の規定による委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。

2 前項の名簿の記載事項は、総務省令で定める。

（あつせん及び仲裁の申請手続）

第十五条 事業法第百五十四条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び第百五十七条第一項並びに電波法第二十七条の三十五第一項の規定によるあつせん並びに事業法第百五十五条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び第百五十七条第三項並びに電波法第二十七条の三十五第三項の規定による仲裁の申請書の様式その他申請手続について必要な事項は、総務省令で定める。

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（政見放送）

第百五十条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙においては、候補者届出政党は、政令で定めるところにより、選挙運動の期間中日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号の三に規

定する中波放送又は同条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。)の放送設備により、公益のため、その政見(当該候補者届出政党が届け出た候補者の紹介を含む。以下この項において同じ。)を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び一般放送事業者は、その録音し若しくは録画した政見又は候補者届出政党が録音し若しくは録画した政見をそのまま放送しなければならない。

- 2 候補者届出政党は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、前項の政見の放送のための録音又は録画を無料ですることができる。
- 3 衆議院(比例代表選出)議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、当該公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等。第五項において同じ。)は、政令で定めるところにより、選挙運動の期間中日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により、公益のため、その政見(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿登載者、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の紹介を含む。以下この項において同じ。)を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び一般放送事業者は、その政見を録音し又は録画し、これをそのまま放送しなければならない。
- 4 第一項の放送に関しては、当該都道府県における届出候補者を有するすべての候補者届出政党に対して、同一放送設備を使用し、当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数(十二人を超える場合においては、十二人とする。)に応じて政令で定める時間数を与える等同等の利便を提供しなければならない。
- 5 第三項の放送に関しては、それぞれの選挙ごとに当該選挙区(選挙区がないときは、その区域)のすべての公職の候補者に対して、同一放送設備を使用し、同一時間数(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の数に応じて政令で定める時間数)を与える等同等の利便を提供しなければならない。

6 (略)

(経歴放送)

第一百五十一条 (略)

2 (略)

- 3 参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては、前二項に定めるもののほか、日本放送協会及び一般放送事業者は、政令で定めるところにより、テレビジョン放送による政見放送を行う際にテレビジョン放送による経歴放送をするものとする。

○公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)(抄)

(政見放送)

第百十一条の四 衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、候補者届出政党は、日本放送協会及び都道府県ごとに総務大臣が定める一般放送事業者（次条第二項及び第三項において単に「一般放送事業者」という。）の放送設備によりその政見（当該候補者届出政党が届け出た候補者の紹介を含む。）を放送することができる。

2 衆議院比例代表選出議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、日本放送協会及び選挙区ごとに総務大臣が定める一般放送事業者の放送設備によりその政見（衆議院名簿登載者の紹介を含む。）を放送することができる。

3 （略）

4 参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙においては、公職の候補者は、日本放送協会及びそれぞれの選挙における選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）ごとに総務大臣が定める一般放送事業者の放送設備によりその政見を放送することができる。

5 法第百五十条第四項に規定する政令で定める時間数は、候補者届出政党の数その他の事情を考慮して、総務大臣が日本放送協会及び一般放送事業者と協議の上、第一項の規定による放送を行う場合における放送の単位として定める時間数に当該都道府県における候補者届出政党の届出候補者の数に応じて定める数値を乗じて得た時間数とする。

6 法第百五十条第五項に規定する政令で定める時間数（衆議院名簿届出政党等に係るものに限る。）は、衆議院名簿届出政党等の数その他の事情を考慮して、総務大臣が日本放送協会及び一般放送事業者と協議の上、第二項の規定による放送を行う場合における放送の単位として定める時間数に当該選挙区における衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数に応じて定める数値を乗じて得た時間数とする。

7 （略）

（政見放送のための録音又は録画の公営）

第百十一条の五 （略）

2 都道府県は、候補者届出政党（前項の規定による届出をしたものに限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方である録音又は録画を業とする者に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合算額を、当該録音又は録画を業とする者からの請求に基づき、当該録音又は録画を業とする者に対し支払う。

一 当該契約に基づく政見の録音又は録画（次号の政見の録音又は録画の放送のために必要な複製を除く。）で日本放送協会又は一般放送事業者において放送されたもの（法第百五十一条の二第二項又は第三項の規定により放送されなかつた政見の録音又は録画を含む。次項において同じ。） 当該録音又は録画に要する金額（当該要する金額が、総務大臣が政見の放送のための録音又は録画一種類の単価として定める金額（以下この号及び次項において「録音等公営限度額」という。）を超える場合には、録音等公営限度額）（当該録音又は録画が二種類以上ある場合には、当該録音又は録画のそれぞれについて当該要する金額と録音等公営限度額とのうちいずれか少ない金額の合計金額）

二 （略）

3 法第百五十条第二項に規定する政令で定める額は、一の候補者届出政党について、録音等公営限度額に政見の放送のための録音又は録画（日本放送協会又は一般放送事業者において放送されたものに限る。）の数を乗じて得た金額に複製公営限度額を加えた金額とする。

4 （略）

（経歴放送）

第百十一条の六 日本放送協会又は一般放送事業者は、法第百五十一条第三項の規定による経歴放送をする場合には、総務大臣が定めるところにより、公職の候補者の氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を放送しなければならない。

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

附 則

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十二条の二の七 道府県は、平成二十四年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第四百四十四条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第四百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において読み替えて準用する第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による道府県知事の承認があつた場合限り、軽油引取税を課さないものとする。

一 （略）

二 海上保安庁その他政令で定める者が航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で政令で定めるものに供する軽油の引取り

三 五 （略）

2 4 （略）

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）

附 則

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十条の二の二 法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定する政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同号に規定する公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で政令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一 電気通信事業法第二条第五号に規定す	電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備（次号及び第五号において
---------------------	--------------------------------------

る電気通信事業者で総務省令で定めるもの	「電気通信設備」という。)で総務省令で定めるものの電源の用途(通常の電力の供給が断たれた場合その他総務省令で定める場合の用途に限る。次号、第三号及び第五号において同じ。)
二 (略)	(略)
三 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第三号の二に規定する放送事業者	放送法第二条第一号に規定する放送の用に供する施設で総務省令で定めるものの電源の用途
四・五 (略)	(略)

2) 9 (略)

○有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)(抄)

(有線電気通信設備の届出)

第三条 有線電気通信設備を設置しようとする者は、次の事項を記載した書類を添えて、設置の工事の開始の日の二週間前まで(工事を要しないときは、設置の日から二週間以内)に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2・3 (略)

4 前三項の規定は、次の有線電気通信設備については、適用しない。

一〜三 (略)

四 警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、海上保安事務、気象業務、鉄道事業、軌道事業、電気事業、鉱業その他政令で定める業務を行う者が設置するもの(第二項各号に掲げるもの(同項の総務省令で定めるものを除く。)を除く。)

五 (略)

○有線電気通信法施行令(昭和二十八年政令第百三十号)(抄)

第一条 有線電気通信法(以下「法」という。)第三条第四項第三号の政令で定める業務は、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三条に規定するものとする。

○土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)(抄)

(特別の宅地に関する措置)

第九十五条 次に掲げる宅地に対しては、換地計画において、その位置、地積等に特別の考慮を払い、換地を定めることができる。

一 鉄道、軌道、飛行場、港湾、学校、市場、と畜場、墓地、火葬場、ごみ焼却場及び防火、防水、防砂又は防潮の施設その他の公共の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地

二 〽七 (略)

2 〽7 (略)

○土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)(抄)

(公共の用に供する施設等)

第五十八条 法第九十五条第一項第一号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 〽十八 (略)

十九 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)にいう放送事業者がその事業の用に供する無線通信施設

二十 〽二十三 (略)

2 〽6 (略)

○建設業法(昭和二十四年法律第百号)(抄)

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

4・5 (略)

○建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)(抄)

(専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事)

第二十七条 法第二十六条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が二千五百万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、五千万円)以上のものとする。

一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事

二 第十五条第一号及び第三号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

三 次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

イ (略)

- ロ 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者(同法第九条に規定する電気通信回線設備を設置するものに限る。)が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- ハ 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第三号の二に規定する放送事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設(鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。)
- ニ(略)

2 (略)

○首都圏整備法(昭和三十二年法律第八十三号)(抄)

(首都圏整備計画の内容)

第二十一条 首都圏整備計画は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 首都圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他首都圏の整備に関して基本となるべき事項
- 二 既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する事項で次に掲げるもののうち、それぞれその根幹となるべきもの(首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認められる首都圏の地域外にわたるものを含む。)
 - イ 宅地の整備に関する事項
 - ロ 道路の整備に関する事項
 - ハ 鉄道、軌道、飛行場、港湾等の交通施設の整備に関する事項
 - ニ 電気通信等の通信施設の整備に関する事項
 - ホ 公園、緑地等の空地の整備に関する事項
 - ヘ 水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設の整備に関する事項
 - ト 河川、水路及び海岸の整備に関する事項
 - チ 住宅等の建築物の整備に関する事項
 - リ 学校等の教育文化施設の整備に関する事項
 - ヌ その他首都圏の整備に関する事項で政令で定めるもの
- 三 (略)

2・3 (略)

○首都圏整備法施行令(昭和三十二年政令第三百三十三号)(抄)

(通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲)

第七条の二 電気通信等の通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に規定する電気通信回線設備のうち主要なものの建設計画に関する事項

○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜十八 (略)

十九 減価償却資産 不動産所得若しくは雑所得の基因となり、又は不動産所得、事業所得、山林所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供される建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却をすべきものとして政令で定めるものをいう。

二十〜四十八 (略)

2 (略)

○所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（抄）

（減価償却資産の範囲）

第六条 法第二条第一項第十九号（減価償却資産の意義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。

一〜七 (略)

八 次に掲げる無形固定資産

ソ 電気通信施設利用権（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条（電気通信事業の登録）に規定する電気通信回線設備を設置する同法第二条第五号（定義）に規定する電気通信事業者に対して同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する同条第二号に規定する電気通信設備の設置に要する費用を負担し、その設備を利用して同条第三号に規定する電気通信役務の提供を受ける権利（電話加入権及びこれに準ずる権利を除く。）をいう。）

九 (略)

○消費税法（昭和六十三年法律第八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜十五 (略)

十六 調整対象固定資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産でその価額が少額でないものとして政令で定めるものをいう。

十七〜二十 (略)

23〜4 (略)

○消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)(抄)

(調整対象固定資産の範囲)

第五条 法第二条第一項第十六号に規定する政令で定める資産は、棚卸資産以外の資産で次に掲げるもののうち、当該資産に係る法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の百五分の百に相当する金額又は保税地域から引き取られる当該資産の課税標準である金額が、一の取引の単位(通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。)につき百万円以上のものとする。

一〜七 (略)

八 次に掲げる無形固定資産

イ〜タ (略)

レ 電気通信施設利用権(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第九条(電気通信事業の登録)に規定する電気通信回線設備を設置する同法第二条第五号(定義)に規定する電気通信事業者に対して同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する同条第二号に規定する電気通信設備の設置に要する費用を負担し、その設備を利用して同条第三号に規定する電気通信役務の提供を受ける権利をいう。)

九〜十一 (略)

○下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)(抄)

(行為の制限等)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠^カである構造の部分には、排水施設を固着して設ける場合、あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠^カを設ける場合及び国、地方公共団体、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者その他政令で定める者が設置する電線その他公共下水道の管理上著しい

支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して設ける場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

○下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）（抄）

（公共下水道の暗渠に電線等を設けることができる者）

第十七条の二 法第二十四条第三項に規定する政令で定める者は、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第三項に規定する有線テレビジョン放送施設者とする。

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（通信設備の優先利用等）

第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和三十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

○災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第百八十八号）（抄）

（通信設備の優先利用等）

第二十二條 都道府県知事又は市町村長は、法第五十七條の規定により電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送事業者に放送を行うこと（委託放送事業者にあつては、受託放送事業者に委託して放送を行わせること）を求めるときは、あらかじめ電気通信役務を提供する者、有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第三号に掲げる者又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する放送事業者（同条第三号の四に規定する受託放送事業者を除く。）と協議して定めた手続により、これを行わなければならない。

○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜二十二 （略）

二十三 減価償却資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却をすべきものとして政令で定めるものをいう。

二十四～四十四 (略)

○法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)(抄)

(減価償却資産の範囲)

第十三条 法第二条第二十三号(減価償却資産の意義)に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの(事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く。)とする。

一～七 (略)

八 次に掲げる無形固定資産

イ～レ (略)

ソ 電気通信施設利用権(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第九条(電気通信事業の登録)に規定する電気通信回線設備を設置する同法第二条第五号(定義)に規定する電気通信事業者に対して同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する同条第二号に規定する電気通信設備の設置に要する費用を負担し、その設備を利用して同条第三号に規定する電気通信役務の提供を受ける権利(電話加入権及びこれに準ずる権利を除く。)をいう。)

九 (略)

(事業の範囲)

第八十三条の二 法第四十五条第一項第八号(工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 電気通信事業法第九条(電気通信事業の登録)に規定する電気通信回線設備を設置して同法第二条第三号(定義)に規定する電気通信役務を提供する同条第四号に規定する電気通信事業

二 電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者が行う事業のうち放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の規定に基づき設立された日本放送協会から委託を受けて行う同法第二条第二号(定義)に規定する国際放送のための施設に係るもの

三 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第一項(定義)に規定する有線テレビジョン放送を行う事業

○金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)(抄)

(公開買付けに係る応募株券等の数等の公告及び公開買付報告書等の提出)

第二十七条の十三 公開買付者は、公開買付期間の末日の翌日に、政令で定めるところにより、当該公開買付けに係る応募株券等の数その他の内閣府令で定める事項を公告し、又は公表しなければならない。ただし、第二十七条の十一第二項の規定により公告した場合は、この限りでない。

2 5 (略)

(広告等の規制)

第三十七条 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業の内容について広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名
- 二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号
- 三 当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

2 (略)

(広告等の規制)

第六十六条の十 金融商品仲介業者は、その行う金融商品仲介業の内容について広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 当該金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名
- 二 金融商品仲介業者である旨及び当該金融商品仲介業者の登録番号
- 三 当該金融商品仲介業者の行う金融商品仲介業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

2 (略)

(会社関係者の禁止行為)

第六十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項、第二項第一号、第三号、第五号及び第七号並びに前項の公表がされたとは、上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは第二項第一号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等について、当該上場会社等又は当該上場会社等の子会社(子会社については、当該子会社の第一項に規定する業務等に関する重要事実、当該子会社の業務執行を決定する機関の決定又は当該子会社の売上高等に限る。以下この項において同じ。)により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社が提出した第二十五

条第一項に規定する書類（同項第十一号に掲げる書類を除く。）にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいう。

5・6 （略）

（公開買付者等関係者の禁止行為）

第百六十七条 （略）

2・3 （略）

4 第一項から前項までにおける公表がされたとは、公開買付け等事実について、当該公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと、第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告若しくは第二十七条の十一第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告若しくは公表がされたこと又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により第二十七条の十四第一項の公開買付届出書若しくは公開買付撤回届出書が公衆の縦覧に供されたことをいう。

5・6 （略）

○金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（抄）

（応募株券の数等の公表）

第九条の四 法第二十七条の十三第一項の規定による公表は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる報道機関に対して公開する方法によりしなければならない。

- 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社
- 二 前号に掲げる新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社
- 三 日本放送協会及び一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。以下同じ。）

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十六条 （略）

2 法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十八条 （略）

2 法第六十六条の十第一項に規定する行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (略)
(公表措置)

第三十条 法第六十六条第四項又は第六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一 法第六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等（法第六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第六十七条第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第三項に規定する公開買付け等事実（以下この項において「公開買付け等事実」という。）を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。

イ 国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

ロ 国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

ハ 日本放送協会及び一般放送事業者

二・三 (略)
2 (略)

○首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）（抄）
(保全区域における行為の届出)

第七条 保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都県知事にその旨を届け出なければならない。

一〇五 (略)

- 2 都庁知事は、前項の届出があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 3 国の機関は、第一項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都庁知事にその旨を通知しなければならない。
- 4 次に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。

一〇五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

○首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）（抄）

（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）

第三条 法第七条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇十九 (略)

二十 有線放送電話に関する法律（昭和三十三年法律第百五十二号）による有線放送電話業務の用に供する設備の設置又は管理に係る行為

二十一 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）による放送事業の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為

二十二〜三十三 (略)

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

（課税の範囲）

第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下「登記等」という。）について課する。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）

一〇五十三 (略)	(略)	(略)
五十四 無線局の免許若しくは登録又は無線設備等に係る点検事業者若しくは外国点検事業者の登録、特定無線設備に係る登録証明機関の登録若しくは周波数の使用に係る登録周波数終了対策機関の登録		
(一) 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条（無	無線局の数	一局につき三万円（電波法第

線局の開設)の無線局の免許(再免許及び同法第五条第二項第一号(欠格事由)に規定する実験等無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。)		第五条第四項の放送をする無線局については、十五万円)
(二)～(六)(略)	(略)	(略)
五十五～百五十九(略)	(略)	(略)

○登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第四百四十六号)(抄)

(無線局の免許又は登録で課税しないものの範囲)

第十二条 法別表第一第五十四号(一)に規定する政令で定める無線局は、次に掲げる無線局とする。

一・二 (略)

三 日本放送協会の開設する電波法第五条第四項の放送をする無線局(次号において「放送局」という。)

四 日本放送協会以外の放送事業者が開設する放送局で、当該放送事業者が開設する他の放送局から放送される放送番組を中継して放送するために開設するもの

五・六 (略)

2 (略)

(免許等の範囲)

第三十条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等は、法別表第一第十三号(二)、第三十二号(五)ロ、(六)ロ若しくは(三十)、第三十三号、第五十一号、第五十二号、第五十四号から第五十六号まで、第五十八号、第五十九号、第六十一号、第六十四号、第六十五号、第六十六号(三)若しくは(四)、第八十五号、第九十二号、第九十六号(一)、第九十七号、第九十八号、第九十九号(一)、第一百号(四)、第一百一号(三)を除く。、第一百二号(三)を除く。、第一百三号、第一百四号(一)から(三)まで、第一百八号から第一百十二号まで、第一百十七号の二、第一百二十号、第一百二十一号、第一百二十三号から第一百二十六号まで、第一百二十八号から第一百三十五号まで又は第一百三十七号から第一百四十二号の二までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明(同表第十三号(二)に掲げる登録にあつては、特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)第十六条第八号又は第九号(職権による登録)の規定により特許庁長官が職権とする仮専用実施権又は仮通常実施権の設定の登録に限る。)とする。

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第一百十号)(抄)

(共同利用施設の助成)

第六条 特定飛行場の設置者は、当該飛行場の周辺地域をその区域とする市(特別区を含む。以下同じ。)町村で航空機の騒音によりその周辺地域の住民の生活が著しく阻害されていると認められるものが、その障害の緩和に資するため、学習、集会等の用に供するた

めの施設その他の一般住民の生活に必要な共同利用施設で政令で定めるものの整備について必要な措置をとるときは、当該市町村に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

- 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）
（共同利用施設の範囲及び補助の額等）

第五条 法第六条の規定による補助に係る施設は、次の表の上欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の額又は割合は、それぞれ同表の下欄に掲げる額又は同表の下欄に掲げる割合の範囲内で国土交通大臣が定める割合とする。

補助に係る施設	補助の額又は割合
(略)	(略)
有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送の業務を行なうための設備	十分の八
有線放送電話に関する法律（昭和三十一年法律第百五十二号）第二条第二項に規定する有線放送電話業務を行なうための設備	十分の五・五
(略)	(略)

- 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）（抄）
（近郊緑地保全区域における行為の届出）

第八条 近郊緑地保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、府県知事にその旨を届け出なければならない。

- 一 四 (略)
- 2 府県知事は、前項の届出があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 3 国の機関は、第一項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、府県知事にその旨を通知しなければならない。
- 4 次に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。
一 五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

○近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）（抄）

（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）

第七条 法第八条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 十九 （略）

二十 有線放送電話に関する法律（昭和三十一年法律第百五十二号）による有線放送電話業務の用に供する設備の設置又は管理に係る行為

二十一 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）による放送事業の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為

二十二 三十 （略）

○信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）

（金融商品取引法の準用）

第八十九条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は金庫が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として内閣府令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。以下この条において同じ。）の締結又は外国銀行代理金庫が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介について、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書及び第五項（損失補てん等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の五まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務）を除く。）（通則）の規定は金庫が行う特定預金等契約の締結、外国銀行代理金庫が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介又は信用金庫代理業者が行う信用金庫代理業に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介について、同法第三十七条の六（書面による解除）の規定は金庫が行う特定預金等契約の締結又は信用金庫代理業者が行う信用金庫代理業に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、「締結の勧誘又は締結」とあるのは「締結の勧誘又は締結若しくはその代理若しくは媒介」と、

これらの規定（同条第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等契約」と、「を過去に当該特定投資家との間で締結」とあるのは「の締結又はその代理若しくは媒介を過去に当該特定投資家との間で」と、「を締結する」とあるのは「の締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同法第三十四条の二第五項第二号及び第三十四条の三第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同条第二項第四号イ中「金融商品取引業者等と対象契約」とあるのは「金庫（信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。以下同じ。）と対象契約を締結し、若しくは当該外国銀行代理金庫（同法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。）による代理若しくは媒介により対象契約」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又はその締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫、当該外国銀行代理金庫の所属外国銀行（信用金庫法第五十四条の二に規定する所属外国銀行をいう。）又は当該信用金庫代理業者（同法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の所属信用金庫（同項に規定する所属信用金庫をいう。）」と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫」と、同条第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には、当該金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約の解除があつた場合には、当該特定預金等契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払（信用金庫代理業者にあつては、当該特定預金等契約の解除に伴い金庫に損害賠償その他の金銭の支払をした場合における当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払）を請求することができない。ただし、金庫にあつては、当該特定預金等契約」と、「金融商品取引契約に関して」とあるのは「特定預金等契約に関して」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは「金額については、この限りでない」と、同条第四項ただし書中「前項の」とあるのは「金庫にあつては、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契

約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と、「締結した」とあるのは「締結若しくはその代理若しくは媒介をした」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）（抄）

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十六条（略）

2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二（略）

○長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）（抄）

（金融商品取引法の準用）

第十七条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）及び第四十五条（第二号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は長期信用銀行が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として内閣府令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。以下この条において同じ。）の締結又は外国銀行代理長期信用銀行が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介について、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書及び第五項（損失補てん等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の五まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務）を除く。）（通則）

の規定は長期信用銀行が行う特定預金等契約の締結、外国銀行代理長期信用銀行が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介又は長期信用銀行代理業者が行う長期信用銀行代理業に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介について、同法第三十七条の六（書面による解除）の規定は長期信用銀行が行う特定預金等契約の締結又は長期信用銀行代理業者が行う長期信用銀行代理業に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、「締結の勧誘又は締結」とあるのは「締結の勧誘又は締結若しくはその代理若しくは媒介」と、これらの規定（同条第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等契約」と、「を過去に当該特定投資家との間で締結」とあるのは「の締結又はその代理若しくは媒介を過去に当該特定投資家との間で」と、「を締結する」とあるのは「の締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同法第三十四条の二第五項第二号及び第三十四条の三第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同条第二項第四号イ中「金融商品取引業者等と対象契約」とあるのは「長期信用銀行と対象契約を締結し、若しくは当該外国銀行代理長期信用銀行（長期信用銀行法第十七条に規定する外国銀行代理長期信用銀行をいう。以下同じ。）による代理若しくは媒介により対象契約」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又はその締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者及び定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「長期信用銀行、当該外国銀行代理長期信用銀行の所属外国銀行（長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行をいう。）又は当該長期信用銀行代理業者（同法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。以下同じ。）の所属長期信用銀行（同項に規定する所属長期信用銀行をいう。）」と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引業者等」とあるのは「長期信用銀行」と、同条第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には、当該金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約の解除があつた場合には、当該特定預金等契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払（長期信用銀行代理業者にあつては、当該特定預金等契約の解除に伴い長期信用銀行に損害賠償その他の金銭の支払をした場合における当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払）を請求することができない。ただし、長期信用銀行にあつては、当該特定預金等契約」と、「金融商品取引契約に関して」とあるのは「特定預金等契約に関して」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは「金額については、この限りでない」と、同条第四項ただし書中「前項の」とあるのは「長期信用銀行にあつては、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」

という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と、「締結した」とあるのは「締結若しくはその代理若しくは媒介をした」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）（抄）

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第六条の八（略）

2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二（略）

○協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）（抄）

（金融商品取引法の準用）

第六条の五の二 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は信用協同組合等が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として内閣府令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。以下この条において同じ。）の締結について、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、

名義貸しの禁止、杜債の管理の禁止等)、第三十七条第一項第二号(広告等の規制)、第三十七条の二(取引態様の事前明示義務)、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項(契約締結前の書面の交付)、第三十七条の五(保証金の受領に係る書面の交付)、第三十七条の七(指定紛争解決機関との契約締結義務等)、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二(禁止行為)、第三十九条第三項ただし書及び第五項(損失補てん等の禁止)並びに第四十条の二から第四十条の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)を除く。)

(通則)の規定は信用協同組合等又は信用協同組合代理業者が行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業」と、これらの規定(同法第三十七条の六第三項の規定を除く。)中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。)中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又はその締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者又は定期積金の積金者(以下この項において「預金者等」という。)の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「信用協同組合等(協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項に規定する信用協同組合等をいう。以下同じ。)又は当該信用協同組合代理業者(同法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。)の所屬信用協同組合(同項に規定する所屬信用協同組合をいう。)」と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引業者等」とあるのは「信用協同組合等」と、同条第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には、当該金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約の解除があつた場合には、当該特定預金等契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払(信用協同組合代理業者にあつては、当該特定預金等契約の解除に伴い信用協同組合等に損害賠償その他の金銭の支払をした場合における当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払)を請求することができない。ただし、信用協同組合等にあつては、当該特定預金等契約」と、「金融商品取引契約に関して」とあるのは「特定預金等契約に関して」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは「金額については、この限りでない」と、同条第四項ただし書中「前項の」とあるのは「信用協同組合等にあつては、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。)」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。)」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「顧客」

と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

○協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）（抄）
（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第五条の九（略）

2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二（略）

○金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）
（金融商品取引法の準用）

第二条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号から第四号まで及び第六号並びに第三項、第三十七条の四、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第一項、第二項第二号、第三項及び第五項、第四十条第一号並びに第四十条の二から第四十条の五までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、金融機関が行う特定信託契約（信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。）による信託の引受けについて準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定信託契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定信託契約の締結の業務」と、これらの規定（金融商品取引法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定信託契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約」と、同法第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「住

所」と、同法第三十七条の六第一項中「第三十七条の四第一項」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項」と、同法第三十九条第二項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条に規定する信託契約を除く。第三号において同じ。）の締結」と、「前項第一号」とあるのは「損失補てん等（同法第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第四号の損失の補てん又は利益の補足をいう。第三号において同じ。）」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「損失補てん等」と、同条第四項中「事故」とあるのは「金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する金融機関をいう。）の責めに帰すべき事故」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（抄）
（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十一条の四（略）

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二（略）

○投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）（抄）
（投資証券の募集等に当たつての金融商品取引法の準用等）

第百九十七条 金融商品取引法第三十六条第一項、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）及び第二項、第三十七条の四、第三十八条、第三十九条第一項、第三項及び第五項、第四十条、第四十四条の三第一項（第三号を除く。）並びに第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は設立企画人が設立中の投資法人の発行する投資証券の募集等を行う場合におけるその設立企画人（法人である場合においては、その役員及び使用人を含む。以下この条において「特定設立企画人等」という。）について、同法第三十九条第二項及び第四項の規定は特定設立企画人等の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）（抄）
（設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等）

第二百一十一條 (略)

2・3 (略)

4 法第九十七條において準用する金融商品取引法第三十七條第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

5 (略)

○信託業法（平成十六年法律第百五十四号）（抄）

（金融商品取引法の準用）

第二十四条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七條第一項第二号（広告等の規制）、第三十七條の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七條の三第一項第二号から第四号まで及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七條の四（契約締結時等の書面の交付）、第三十七條の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七條の七（指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八條第一号及び第二号並びに第三十八條の二（禁止行為）、第三十九條第一項、第二項第二号、第三項及び第五項（損失補てん等の禁止）、第四十条第一号（適合性の原則等）並びに第四十条の二から第四十条の五まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務）を除く。）（通則）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は、信託会社が行う信託契約（金利、通貨の価格、金融商品市場（同法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標に係る変動により信託の元本について損失が生ずるおそれがある信託契約として内閣府令で定めるものをいう。以下「特定信託契約」という。）による信託の引受けについて準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定信託契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定信託契約の締結の業務」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定信託契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約」と、同法第三十七條の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「住所」と、同法第三十七條の六第一項中「第三十七條の四第一項」とあるのは「信託業法第二十六

条第一項」と、同法第三十九条第二項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第一号」とあるのは「損失補てん等（信託業法第二十四条第一項第四号の損失の補てん又は利益の補足をいう。第三号において同じ。）」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「損失補てん等」と、同条第四項中「事故」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（抄）

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十二条の五（略）

2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二（略）

○株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（抄）

（金融商品取引法の準用）

第二十九条 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項並びに第四十条の二から第四十条の五までを除く。）及び第四十五条（第二号及び第四号を除く。）の規定は、商工組合中央金庫が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。）の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の業務」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者及び定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証

券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）（抄）

（特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十条（略）

2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして主務省令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二（略）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

（開発行為の許可）

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一・二 (略)

三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

四〇十一 (略)

2・3 (略)

○都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百五十八号)(抄)

(適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物)

第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一〇十二 (略)

十三 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)による放送事業の用に供する放送設備である建築物

十四〇三十 (略)

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(抄)

(建築等の規制)

第五十八条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。

2 (略)

○風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令(昭和四十四年政令第三百十七号)(抄)

(行為の制限)

第三条

3 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第一項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事、その他の風致地区にあつては市町村の長にその旨を通知しなければならないものとする。

一 (略)

二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、有線放送電話業務若しくは放送事業の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものその他都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条例で定めるものを除く。）

○沖縄の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十三号）（抄）
（沖縄法令による処分等の効力の承継等）

第三十七条

3 次の各号に掲げる規定において欠格事由とされている事実と相当する事実が法の施行前に沖縄においてあつたとき（法第二十五条第一項に規定する沖縄法令の規定の適用を受けたことが当該事実と相当する場合において、法の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定の適用を受けたときを含む。）は、それぞれ当該各号に掲げる規定において当該欠格事由とされている事実があつたものとみなして、当該各号に掲げる法律を適用する。

一・二 （略）

三 放送法第十六条第三項（同法第二十七条第四項において準用する場合を含む。）

○都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（抄）

（緑地保全地域における行為の届出等）

第八条 緑地保全地域（特別緑地保全地区及び第二十条第二項に規定する地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域を除く。以下この条において同じ。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一〜五 （略）

2 都道府県知事は、緑地保全地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、当該緑地の保全のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、緑地保全計画で定める基準に従い、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3〜6 （略）

7 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港務局を含む。以下この条において同じ。）が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

8 都道府県知事は、前項後段の通知があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、緑地保全計画で定める基準に従い、当該緑地の保全のためとるべき措置について協議を求めることができる。

9 次に掲げる行為については、第一項、第二項、第七項後段及び前項の規定は、適用しない。

一 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち、当該緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして政令で定めるもの

二 〇九 (略)

(特別緑地保全地区における行為の制限)

第十四条 特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

一 〇五 (略)

二 〇九 (略)

〇都市緑地法施行令(昭和四十九年政令第三号)(抄)

(公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為)

第三条 法第八条第九項第一号及び第十四条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 〇二四 (略)

二五 有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号)による有線放送電話業務の用に供する設備の設置又は管理に係る行為

二六 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)による放送事業の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為

二七 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)による有線テレビジョン放送施設の設置又は管理に係る行為

二八 〇三九 (略)

〇水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)(抄)

(水源地域整備計画の内容)

第五条 水源地域整備計画は、水源地域ごとに、次の各号に掲げる水源地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事業(指定ダム等の建設に伴う損失の補償として実施される事業を除く。)で当該水源地域内において実施するものの概要及び経費の概算について定

めるものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、これらの事業で当該水源地域外において実施するものについて定めることができる。

一 指定ダムに係る水源地域 土地改良事業、治山事業、治水事業、道路、簡易水道、下水道、義務教育施設又は診療所の整備に関する事業その他政令で定める事業のうち、当該水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和し、又はダム貯水池の水質の汚濁を防止するため必要と認められる事業

二 (略)

○水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）（抄）

（法第五条第一号の政令で定める事業）

第二条 法第五条第一号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一～十一 (略)

十二 有線放送電話業務の用に供する施設又は無線電話の整備に関する事業

十三～十六 (略)

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）（抄）

（民生安定施設の助成）

第八条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）（抄）

（民生安定施設の範囲及び補助の割合等）

第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第三欄に掲げる額とする。

項	補助に係る施設	補助の割合又は額
一	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送の業務を行うための施設	十分の八
二～九	(略)	(略)
十	有線放送電話に関する法律（昭和三十三年法律第百五十二号）第二条第二項に規定する有	十分の五・五

	線放送電話業務を行うための施設	
(略)	(略)	(略)

附 則

1 ～ 3 (略)

4 第十二条の表の第二欄に掲げる施設のうち、次の表の上欄に掲げる施設に係る沖縄県又はその区域内に存する地方公共団体に対する補助の割合については、防衛大臣は、同条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる割合の範囲内でこれを定めることができる。

道路（農業用施設及び林業用施設であるものを除く。）のうち、沖縄県が行う事業に係る道路	十分の十
有線放送電話に関する法律第二条第二項に規定する有線放送電話業務を行うための施設	三分の二
(略)	(略)

○文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（抄）

（伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護）

第四百四十三条 市町村は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条又は第五条の二の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。

2 ～ 5 (略)

○文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（抄）

（伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準）

第四条 法第四百四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）内における現状変更の規制の基準に関しては、この条の定めるところによる。

2 ～ 5 (略)

6 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第二項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。

一 (略)

二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第二項に規定する認定電気通信事業をいう。）、有線放送電話業務、放送事業若しくは有線テレビジョン放送業務の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものその他当該保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条例で定めるものを除く。）

○特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）
（適用除外）

第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

一〜七 （略）

八 次に掲げる販売又は役務の提供

イ〜ハ （略）

二 イからハまでに掲げるもののほか、他の法律の規定によつて訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは指定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができると思えられる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

2〜9 （略）

○特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）

（他の法律の規定によつて購入者等の利益を保護することができると思えられる販売又は役務の提供）

第五条 法第二十六条第一項第八号ニの政令で定める販売又は役務の提供は、別表第二に掲げる販売又は役務の提供とする。

別表第二（第五条関係）

一〜九 （略）

十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定により放送局（受信障害対策中継放送（同法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下この号において同じ。））を行うものを除く。）の免許を受けた者が行う放送法第二条第一号に規定する役務の提供、同法第五十三條の九の三に規定する電波法の規定により受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が行う放送法第二条第一号に規定する役務の提供及び同条第三号の五に規定する委託放送事業者が行う同号に規定する役務の提供

十一〜二十七 （略）

二十八 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者が行う同条第一項に規定する役務の提供

二十九（略）

四十三 電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者が行う同条第一項に規定する役務の提供

四十四（略）

○中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）（抄）
（適用除外）

第十四条 この法律の規定は、小売業（飲食店業を除く。）又はその業種について第六条第一項に規定する事態の発生が回避されることとなる措置が他の法令において講じられている業種で政令で定めるものに属する事業につき、大企業者が事業の開始又は拡大をする場合には、適用しない。

○中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百七十二号）（抄）
（適用除外）

第二条 法第十四条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

一（略）

十 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第三条の規定の適用を受ける有線テレビジョン放送の事業

○大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）（抄）
（地震防災応急計画）

第七条 強化地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（前条第一項に規定する者を除く。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、地震防災応急計画を作成しなければならない。

一 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入する施設

二 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設

三 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

四 前三号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

2（略）

○大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）

（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）

第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。

一〜十七 （略）

十八 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条第一項の規定による免許に係る放送局により放送を行う事業又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の十三第一項の規定による認定に係る委託放送業務を行う事業

十九〜二十三 （略）

○銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（金融商品取引法の準用）

第十三条の四 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の二第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）

（特定投資家）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第二項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の七

（指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書及び第五項（損失補てん等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の五まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務）を除く。）（通則）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は、銀行が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二

条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金等として内閣府令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。以下同じ。）の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の業務」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）

を行うことを内容とする契約」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者等（銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められ

ている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。)」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。)」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三(第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。)、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(外国銀行代理銀行についての金融商品取引法の準用)

第五十二条の二の五 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)並びに第三十四条の三第五項及び第六項(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)を除く。)(特定投資家)、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等)、第三十七条第一項第二号(広告等の規制)、第三十七条の二(取引態様の事前明示義務)、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項(契約締結前の書面の交付)、第三十七条の五から第三十七条の七まで(保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等)、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二(禁止行為)、第三十九条第三項ただし書及び第五項(損失補てん等の禁止)並びに第四十条の二から第四十条の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)を除く。)(通則)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)(雑則)の規定は、外国銀行代理銀行(第五十二条の二第一項の認可を受け、又は同条第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる銀行をいう。以下同じ。)が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務」と、「締結の勧誘又は締結」とあるのは「締結の勧誘又は締結の代理若しくは媒介」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。)中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金

等契約」と、「を過去に当該特定投資家との間で締結」とあるのは「の締結の代理又は媒介を過去に当該特定投資家との間で」と、「を締結する」とあるのは「の締結の代理又は媒介をする」と、同法第三十四条の二第五項第二号及び第三十四条の三第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結の代理又は媒介をする」と、同条第二項第四号イ中「と対象契約」とあるのは「による代理若しくは媒介により対象契約」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとするとき」とあるのは「の締結の代理又は媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者等（銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「外国銀行代理銀行（銀行法第五十二条の二の五に規定する外国銀行代理銀行をいう。）の所属外国銀行（同法第五十二条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。）」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十二条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）及び第三十七条の四」と、「締結した」とあるのは「締結の代理若しくは媒介をした」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（銀行代理業者についての金融商品取引法の準用）

第五十二条の四十五の二 金融商品取引法第三章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項（書面による解除）、第三十七条の七（指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書及び第五項（損失補てん等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の五まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、

特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)を除く。)(通則)の規定は、銀行代理業者が行う銀行代理業に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務」と、「金融商品取引行為」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約の締結」と、これらの規定(同法第三十七条の六第三項の規定を除く。)中「金融商品取引契約」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとするとき」とあるのは「の締結の代理又は媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者等(銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。)の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「銀行代理業者(銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。)の所属銀行(同条第十六項に規定する所属銀行をいう。)」と、同法第三十七条の六第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは「特定預金等契約(銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約をいう。第三十九条において同じ。)の解除に伴い銀行に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価(次項において「対価」という。)の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を、解除をした者に対し、」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。)」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。)」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)(抄)
(特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)
- 第四条の五 (略)

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。第十四条の五第二項及び第十六条の六の二第二項において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

（外国銀行代理銀行が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十四条の五 （略）

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

（銀行代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十六条の六の二 （略）

2 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）

（労働者派遣の役務の提供を受ける期間）

第四十条の二 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務（次に掲げる業務を除く。第三項において同じ。）

について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

一 次のイ又はロに該当する業務であつて、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務

イ その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務

ロ その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務

二 四 （略）

2 ～ 6 (略)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）
（法第四十条の二第一項第一号の政令で定める業務）

第四条 法第四十条の二第一項第一号の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 映像機器、音声機器等の機器であつて、放送番組等（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送の放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されているものをいう。以下同じ。）の制作のために使用されるものの操作の業務

四 ～ 二十六 (略)

○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

第九十九条 (略)

2 ～ 7 (略)

8 信託業法第十一条（営業保証金）、第二十二條（信託業務の委託）、第二十三條（信託業務の委託に係る信託会社の責任）、第二十四条から第三十一条まで（信託の引受けに係る行為準則、金融商品取引法の準用、信託契約の内容の説明、信託契約締結時の書面交付、信託財産状況報告書の交付、信託会社の忠実義務等、信託財産に係る行為準則、重要な信託の変更等、費用等の償還又は前払の範囲等の説明、信託の公示の特例、信託財産に係る債務の相殺）、第四十二条（立入検査等）及び第四十九条（免許等の取消し等の場合の解任手続）並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条（損失の補てん等を行う旨の信託契約の締結）の規定は、生命保険会社が第三項の規定により保険金信託業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる信託業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

9 ・ 10 (略)

○信託業法（平成十六年法律第百五十四号）（抄）

（金融商品取引法の準用）

第二十四条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号から第四号まで及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の四（契約締結時等の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の七（指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第一項、第二項第二号、第三項及び第五項（損失補てん等の禁止）、第四十条第一号（適合性の原則等）並びに第四十条の二から第四十条の五まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務）を除く。）（通則）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は、信託会社が行う信託契約（金利、通貨の価格、金融商品市場（同法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標に係る変動により信託の元本について損失が生ずるおそれがある信託契約として内閣府令で定めるものをいう。以下「特定信託契約」という。）による信託の引受けについて準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定信託契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定信託契約の締結の業務」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定信託契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約」と、同法第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「住所」と、同法第三十七条の六第一項中「第三十七条の四第一項」とあるのは「信託業法第二十六条第一項」と、同法第三十九条第二項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第一号」とあるのは「損失補てん等（信託業法第二十四条第一項第四号の損失の補てん又は利益の補足をいう。第三号において同じ。）」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「損失補てん等」と、同条第四項中「事故」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（抄）

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十三条の五の五 （略）

2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。第四十四条の五第二項において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ず

るものとして内閣府令で定める方法によりする場合における準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第四十四条の五 (略)

2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

○資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)(抄)

(資産対応証券の募集等に関する金融商品取引法等の準用)

第二百九条 金融商品取引法第三十六条第一項(顧客に対する誠実義務)、第三十七条第一項(第二号を除く。)及び第二項(広告等の規制)、第三十七条の三第二項(第二号及び第六号を除く。)及び第二項(契約締結前の書面の交付)、第三十七条の四(契約締結時等の書面の交付)、第三十八条(禁止行為)、第三十九条(損失補てん等の禁止)、第四十条(適合性の原則等)、第四十四条の三第一項(第三号を除く。)(親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)、第四十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定は、資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(受益証券の募集等)

第二百八十六条 第二百八条第二項及び第二百九条の規定は、原委託者が行う受益証券の募集等(金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。次項において同じ。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 3 4 (略)

○資産の流動化に関する法律施行令(平成十二年政令第四百七十九号)(抄)

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第四十七条の二 (略)

2 法第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者(放送法(昭和二十五年

法律第百三十二号)第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。第七十二条の二第二項において同じ。)の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における法第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第七十二条の二 (略)

2 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法第二百九条第一項の規定において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

○社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)(抄)

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第二百二十九条 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2 (略)

3 振替口座簿中の各口座(顧客口座を除く。)には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 加入者の氏名又は名称及び住所

二 発行者の商号及び発行者が種類株式発行会社であるときは、振替株式の種類(以下この章において「銘柄」という。)

三 銘柄ごとの数(次号に掲げるものを除く。)

四 加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替株式の銘柄ごとの数、当該数のうち株主ごとの数並びに当該株主の氏名又は名称及び住所

五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数

六 第三号又は第四号の数の増加又は減少の記載又は記録がされたときは、増加又は減少の別、その数及び当該記載又は記録がされた日

七 その他政令で定める事項

4～6 (略)

○社債、株式等の振替に関する法律施行令(平成十四年政令第三百六十二号)(抄)

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第二十八条 法第二百二十九条第三項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 発行者が次のイからハまでに掲げる者である場合において、加入者が当該イからハまでに定める者であるときは、その旨

イ 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者(ロに掲げるものを除く。) 同項に規定する外国人等

ロ 放送法第二条第三号の五に規定する委託放送事業者 同法第五十二条の二十八第一項の規定により読み替えて適用する同法第五十二条の八第一項に規定する外国人等

ハ 放送法第五十二条の三十二第一項に規定する認定放送持株会社 同項に規定する外国人等

三・四 (略)

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〜五 (略)

六 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

七 (略)

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成十五年政令第百五十二号)

(抄)

(指定公共機関)

第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。

一〜三十八 (略)

三十九 次に掲げる事業者のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの

イ〜リ (略)

ス 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第三号の三に規定する一般放送事業者(その行う放送に係る同法第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域が一の都道府県の区域内にとどまるもの及び同法第五十二条の四第一項に規定する有料放

送を専ら行うものを除く。)

○東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）（抄）
（対策計画）

第七条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（前条第一項に規定する者を除き、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。

- 一 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設
- 二 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- 三 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- 四 前三号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

238 （略）

○東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（抄）
（対策計画を作成すべき施設又は事業）

第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。

一3十八 （略）

十九 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の免許に係る無線局（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号に規定する電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）により放送を行う事業又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の十三第一項の認定に係る委託放送業務を行う事業

二十3二十四 （略）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）
（生活関連等施設の安全確保）

第二百二条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの（以下この条において「生活関連等施設」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安

全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- 一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- 二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

2～8 (略)

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)(抄)

(生活関連等施設)

第二十七条 法第二百一条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 日本放送協会又は放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第三号の三の一般放送事業者(同条第三号の四の受託放送事業者及び同条第三号の五の委託放送事業者を除く。)が同条第一号の一の国内放送を行う放送局(同条第三号の放送局をいい、人工衛星の無線局であるものを除く。以下この号において同じ。)であつて、同法第二条の二第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から放送(同法第二条第一号の放送をいう。以下この号において同じ。)をされる同法第二条第四号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再送信する放送を主として行うもの以外のものの無線設備

七～十 (略)

○公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

- 一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの(これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。)に規定する罪の犯罪行為の事実
- 二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実(当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。)

別表(第二条関係)

一～七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の

生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として政令で定めるもの

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）（抄）

公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〜七十五（略）

七十六 放送法（昭和三十五年法律第百三十二号）

七十七〜九十七（略）

九十八 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和三十六年法律第百三十五号）

九十九〜百四十八（略）

百四十九 有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）

百五十〜二百三十六（略）

二百三十七 有線テレビジョン放送法（昭和三十七年法律第百十四号）

二百三十八〜三百八十一（略）

三百八十二 電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）

三百八十三〜四百二十七（略）

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）（抄）

（対策計画）

第七条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（前条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。

一 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設

二 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設

三 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

四 前三号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

2〜8（略）

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第百八十二号）（抄）

（対策計画を作成すべき施設又は事業）

第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。

一～十八 （略）

十九 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の免許に係る無線局（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号に規定する電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）により放送を行う事業又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の十三第一項の認定に係る委託放送業務を行う事業

二十～二十四 （略）

○所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十五号）（抄）

附 則

（寄附金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金等に関する経過措置）

第十三条 新令第二百七十七条第三号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）の規定は、個人が附則第一条第三号（施行期日）に定める日以後に支出する新法第七十八条第一項（寄附金控除）に規定する特定寄附金について適用する。

2 個人が、旧民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この項において「整備法」という。）第三十八条（民法の一部改正）の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人をいう。）に対して、当該旧民法法人の移行登記日（整備法第百六条第一項（移行の登記）（整備法第二百二十一条第一項（認定に関する規定の準用）において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をする日をいう。）の前日までに寄附をした場合のその寄附に係る支出金については、旧令第二百七十七条第一項第二号及び第三号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）並びに同条第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項第二号中「民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人（」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この号において「整備法」という。）第三十八条（民法の一部改正）の規定による改正前の民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人であつて整備法第四十条第一項（社団法人及び財団法人の存続）の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、整備法第百六条第一項（移行の登記）（整備法第二百二十一条第一項（認定に関する規定の準用）において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（整備法第百三十一条第一項（認可の取消し）の規定により整備法第四十五条（通常的一般社団法人又は一般財団法人への移行）の認可を取り消されたものを除く。」と、同項第三号中「民法第八十四条の二（都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理）その他の法令の規定により当該」とあるのは「当該」とする。

○所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十五号）による改正前の所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（抄）

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）

第二百七十七条 法第七十八条第二項第三号（公益の増進に著しく寄与する法人に対第二百七十七条法第七十八条第二項第三号（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄付金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 一の三 （略）

二 民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人（次号において「民法法人」という。）で次に掲げるもの

イ 二 （略）

ホ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十三条第二項（指定）に規定する放送番組センター

へ 又 （略）

三 六 （略）

2・3 （略）

○法人税法の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）（抄）

附 則

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲等に関する経過措置）

第十二条 新令第七十七条第三号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）の規定は、法人が附則第一条第三号（施行期日）に定める日以後に支出する寄附金について適用する。

2 法人が、旧民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項において「整備法」という。）第三十八条（民法の一部改正）の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人をいう。）に対して、当該旧民法法人の移行登記日（整備法第百六条第一項（移行の登記）（整備法第二百二十一条第一項（認定に関する規定の準用）において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をする日をいう。）の前日までに支出する寄附金については、旧令第七十七条第一項第二号及び第三号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）並びに同条第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項第二号中「民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この号において「整備法」という。）第三十八条（民法の一部改正）の規定による改正前の民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人であつて整備法第四十条第一項（社団法人及び財団法人の存続）の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、整備法第百六条第一項（移行の登記）（整備法第二百二十一条第一項（認定に関する

規定の準用)において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないもの(整備法第三百三十一条第二項(認可の取消し)の規定により整備法第四十五条(通常的一般社団法人又は一般財団法人への移行)の認可を取り消されたものを除く。』と、同項第三号中「民法第八十四条の二(都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理)その他の法令の規定により当該」とあるのは「当該」とする。

3 (略)

○法人税法の一部を改正する政令(平成二十年政令第百五十六号)による改正前の法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)(抄)
(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)

第七十七条 法第三十七条第四項(公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金)に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 一の三 (略)

二 民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人(次号において「民法法人」という。)で次に掲げるもの

イ 二

ホ 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第五十三条第一項(指定)に規定する放送番組センター

へ 三

四 六 (略)

2・3 (略)

○国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)(抄)

(在職中の求職の規制)

第百六条の三 職員は、利害関係企業等(営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 (略)

二 在職する局等組織(国家行政組織法第七条第一項に規定する官房若しくは局、同法第八条の二に規定する施設等機関その他これらに準ずる国の部局若しくは機関として政令で定めるもの、これらに相当する特定独立行政法人の組織として政令で定めるもの又は都道府県警察をいう。以下同じ。)の意思決定の権限を実質的に有しない官職として政令で定めるものに就いている職員が行う場合

三・四 (略)

③⑤ (略)

○職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)(抄)

(局等組織)

第五条 法第百六条の三第二項第二号の国家行政組織法(昭和二十三年法律第一百二十号)第七条第一項に規定する官房若しくは局又は同法第八条の二に規定する施設等機関に準ずる国の部局又は機関として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 別表第一の上欄に掲げる府省等に置かれる同表の当該府省等の項下欄に掲げるもの

別表第一(第五条関係)

(略)	(略)
総務省	電気通信事業紛争処理委員会に置かれる事務局 電波監理審議会 管区行政評価局 沖縄行政評価事務所 総合通信局 沖縄総合通信事務所 公害等調整委員会に置かれる事務局 消防庁(消防大学校を除く。)
(略)	(略)

○総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)(抄)

(放送政策課の所掌事務)

第八十二条 放送政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報流通行政局の所掌事務のうち放送に係るものに関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(放送技術課の所掌に属するものを除く。)
- 二 放送に係る無線局免許等関係事務に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 三 電気通信役務利用放送の施設の使用の規律に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 四 放送業の発達、改善及び調整に関すること(情報通信国際戦略局及び他課の所掌に属するものを除く。)

五 日本放送協会に關すること。

六 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園の組織及び運営一般に關すること。

（放送技術課の所掌事務）

第八十三条 放送技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報流通行政局の所掌事務（放送に係るものに限る。）に關する総合的な政策のうち技術に關するものの企画及び立案並びに推進に關すること。

二 放送に係る無線局免許等關係事務に係る技術的事項に關すること。

三 電気通信役務利用放送の施設の使用の規律（有線放送の施設の使用の規律を除く。）に關する技術的事項に關すること。

（地上放送課の所掌事務）

第八十四条 地上放送課は、次に掲げる事務（衛星・地域放送課の所掌に屬するものを除く。）をつかさどる。

一 地上放送（国内において受信されることを目的として行われる放送（次条第一号に規定する衛星放送及び有線放送を除く。）をいう。以下同じ。）に係る無線局免許等關係事務に關すること（放送技術課の所掌に屬するものを除く。）。

二 地上放送に該當する電気通信役務利用放送の施設の使用の規律に關すること（放送技術課の所掌に屬するものを除く。）。

三 放送業（地上放送に關するものに限る。）の發達、改善及び調整に關すること（情報通信國際戰略局の所掌に屬するものを除く。）。

（衛星・地域放送課の所掌事務）

第八十五条 衛星・地域放送課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 衛星放送（人工衛星に開設する放送局（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号に規定する放送局をいう。）により行われる放送及び人工衛星に開設する無線局の無線設備を使用する電気通信役務利用放送をいう。次号及び第五号において同じ。））、國際放送、市区町村放送（主として一の市町村（特別区を含む。）の区域の一部において受信されることを目的として行われる地上放送をいう。次号及び第五号において同じ。）及び有線放送に係る無線局免許等關係事務に關すること（放送技術課の所掌に屬するものを除く。）。

二 衛星放送、國際放送又は市区町村放送に該當する電気通信役務利用放送の施設の使用の規律に關すること（放送技術課の所掌に屬するものを除く。）。

三 有線テレビジョン放送の施設の設置及び使用の規律並びに有線ラジオ放送の施設の使用の規律に關すること。

四 國際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に關すること（情報流通振興課の所掌に屬するものを除く。）。

五 放送業（衛星放送、國際放送、市区町村放送及び有線放送に關するものに限る。）の發達、改善及び調整に關すること（情報通信國際戰略局の所掌に屬するものを除く。）。

（電波環境課の所掌事務）

第一百三條 電波環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること。
- 二 無線局の電波の発射の停止に関すること。
- 三 無線局に電波の発射を命じてその発射する電波の質又は空中線電力について行う検査（以下「電波の質等の検査」という。）に関すること。
- 四 無線設備の機器の試験及び較こう正に関すること。
- 五 無線設備に関する基準・認証制度に関すること。
- 六 電波法第十条第一項に規定する無線設備等の点検の事業を行う者の登録に関すること。
- 七 高周波利用設備に係る電波の監督管理に関すること。
- 八 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関すること。
- 九 高周波利用設備に係る電波の利用の促進に関すること。
- 十 国際電波監視機関との連絡に関すること。
- 十一 電波部の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

（情報通信行政・郵政行政審議会）

第二百二十五条 情報通信行政・郵政行政審議会は、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）、電気通信事業法、郵便法、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、情報通信行政・郵政行政審議会に関し必要な事項については、情報通信行政・郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十一号）の定めるところによる。